

北海道建設部土木工事共通仕様書

新 旧 対 照 表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和6年10月版）」を一部改定し、令和7年8月1日以後に入札する工事から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明
◎ 重要な変更
○ 標準的な変更
△ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 6 年10月版 (一部改定)		(旧) 令和 6 年10月版		頁 新 (旧)
I 土木工事共通仕様書 (本文)	第 1 編 共 通 編 第 3 章 一般施工	I 土木工事共通仕様書 (本文)	第 1 編 共 通 編 第 3 章 一般施工	
1－3－2－1 適用すべき諸基準 (19)～(40) (省略) (41)厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン (令和5年12月) (42)～(49) (省略)		1－3－2－1 適用すべき諸基準 (19)～(40) (省略) (41)厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン (平成21年4月) (42)～(49) (省略)		I -1-3-6 (I -1-3-6) ■諸基準類の改定に伴う変更 ○
1－3－10－26 足 場 工 受注者は、足場工の施工に当たっては、「手すり先行工法等に関するガイドライン (厚生労働省 令和5年12月)」の「働きやすい安心感のある足場の基準」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。		1－3－10－26 足 場 工 受注者は、足場工の施工に当たっては、「手すり先行工法等に関するガイドライン (厚生労働省 平成21年4月)」の「働きやすい安心感のある足場の基準」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。		I -1-3-105 (I -1-3-105) ■諸基準類の改定に伴う変更 ○

第1編 共通編 第3章 一般施工

(19)	日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)
(20)	日本道路協会	道路土工 盛土工指針	(平成22年4月)
(21)	日本道路協会	道路土工 切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)
(22)	日本道路協会	道路土工 擁壁工指針	(平成24年7月)
(23)	日本道路協会	道路土工 カルバート工指針	(平成22年3月)
(24)	日本道路協会	道路土工 仮設構造物工指針	(平成11年3月)
(25)	日本道路協会	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	(令和3年10月)
(26)	日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)
(27)	日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)
(28)	日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改訂版]	(令和5年2月)
(29)	建設省	トンネル工事における可燃性ガス対策について	(昭和53年7月)
(30)	建設業労働災害防止協会	ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定)	(令和3年4月)
(31)	建設省	道路付属物の基礎について	(昭和50年7月)
(32)	日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(令和2年6月)
(33)	日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)
(34)	建設省	土木構造物設計マニュアル(案)[土木構造物・橋梁編]	(平成11年11月)
(35)	建設省	土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) [ボックスカルバート・擁壁工]	(平成11年11月)
(36)	国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編]	(平成13年12月)
(37)	国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) [樋門編]	(平成13年12月)
(38)	国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年5月)
(39)	厚生労働省	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(令和2年7月)
(40)	労働省	騒音障害防止のためのガイドライン	(令和5年4月)
(41)	厚生労働省	手すり先行工法等に関するガイドライン	(令和5年12月)
(42)	日本建設機械化協会	除雪・防雪ハンドブック(防雪編)	(平成16年12月)
(43)	北海道公園緑地施工技術協議会	北海道公共用緑化樹木等規格基準(案)	(平成15年12月)
(44)	土木学会	吹き付けコンクリート指針(案)[のり面編]	(平成17年7月)
(45)	土木学会	コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定]	(令和5年9月)
(46)	地盤工学会	地山補強土工法設計・施工マニュアル	(平成23年8月)
(47)	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル改訂委員会	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(2023年版)	(令和5年3月)
(48)	厚生労働省	山岳トンネル工事の切羽における 肌落ち災害防止対策に係るガイドライン	(平成30年1月)
(49)	国土交通省	道路土工構造物技術基準	(平成27年3月)

第1編 共通編 第3章 一般施工

1-3-10-23 除雪工

受注者は、除雪を行うに当たり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。

なお、万一損傷を与えた場合には受注者の責任において元に戻さなければならない。

1-3-10-24 雪寒施設工

1. 受注者は、ウエザーシェルター及び雪寒仮囲いの施工に当たり、周囲の状況を把握し、設置位置、向きについて機材の搬入出に支障のないようにしなければならない。
2. 受注者は、ウエザーシェルターの施工に当たり、支柱の不等沈下が生じないよう留意しなければならない。特に、足場上に設置する場合には足場の支持力の確保に留意しなければならない。
3. 受注者は、樹木の冬囲いとして小しぼり、中しぼり等を施工するに当たり、樹木に対する損傷が生じないようにしなければならない。

1-3-10-25 法面吹付工

法面吹付工の施工については1-3-3-6 吹付工の規定による。

1-3-10-26 足場工

受注者は、足場工の施工に当たっては、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 令和5年12月）」の「働きやすい安心感のある足場の基準」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。